

2026年7月17日

その他

振込依頼人名変更による資金移動業者等へのお振込みの制限について

十六フィナンシャルグループの十六銀行（以下「当行」といいます。）は、フィッシングによるインターネットバンキングの不正送金や特殊詐欺等における対策の一環として、資金移動業者等を振込先とした、一部のお振込みを制限させていただきます。

なお、既に暗号資産交換業者等を振込先とした一部のお振込みも同様に制限させていただいております。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記**1. 制限開始日**

2026年9月20日（日）

2. 対象取引**（1）当行口座からのお振込み**

下記ご利用方法において、お口座名義から振込依頼人名を変更された場合は、お取引を制限させていただく場合がございます。

ご利用方法	制限対象のお取引
当行ATM（※）	振込依頼人名を変更した資金移動業者等を振込先としたお振込み
じゅうろくアプリ	
じゅうろくダイレクト	
B i z－じゅうろくダイレクト	

（※）当行カードによる利用

（2）当行ATMの現金によるお振込み

資金移動業者等を振込先としたお振込みを制限させていただく場合がございます。

以 上